

令和4年1月25日

令和3年度末に更新時期を
迎えられる認定実務実習指導薬剤師様

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 瀧口常男

認定実務実習指導薬剤師の認定申請の受付困難になる時期のお知らせ
(令和4年2月21日～3月31日)

拝啓 厳寒の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は本近畿地区調整機構の活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、薬学6年制実務実習に格別のご尽力を賜り重ねて御礼申し上げます。

先般、令和4年4月以降（2022年4月以降）に認定実務実習指導薬剤師の申請受付と認定の業務が、（公財）日本薬剤師研修センターから（一社）薬学教育協議会に移管されることとお知らせしているところです。

さて、令和4年1月19日、日本薬剤師研修センターより新規および更新申請の受付を令和4年2月20日消印有効までとする通知が発信されました。

これを受けまして、薬学教育協議会より、認定申請を年度末にご予定の指導薬剤師の皆様には、令和4年2月21日から年度末までの申請が困難となるため、2月20日までに申請可能な皆様には、お早めに手続きを済ませていただくご依頼の通知がありましたので、お知らせします。併せて、薬学教育協議会の対応として、令和4年4月（2022年4月）に予定している申請受付開始に先んじて令和4年3月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備している旨の案内がありました（入金により、「審査中」と扱いといたします。薬学教育協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします）。但し、この取り扱いは薬学教育協議会での申請受付が開始されるまでとなっております。これらの詳細については下記資料をご確認願います。

何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

認定実務実習指導薬剤師 認定申請について（薬教協発第 21059 号）

認定実務実習指導薬剤師 認定業務移管に関するよくある質問

以上

薬教協発第 21059 号

令和 4 年 1 月 25 日

病院・薬局実務実習地区調整機構委員長 殿
薬学教育者ワークショップ実施委員会委員 各位

一般社団法人 薬学教育協議会
代表理事 本間 浩
(公印省略)

認定実務実習指導薬剤師 認定申請について

日頃より、(一社)薬学教育協議会の活動にご理解とご協力をいただき、誠に有り難うございます。

当協議会では、既に令和 3 年 12 月 6 日付でお知らせいたしました通り ([資料参照](#))、令和 4 年 4 月以降 (2022 年 4 月以降) に認定実務実習指導薬剤師の申請受付と認定の業務を開始する予定としております。

一方、現在同業務が行なわれています (公財) 日本薬剤師研修センターでは、新規および更新申請の受付を、令和 4 年 2 月 20 日消印有効までとするとの通知が令和 4 年 1 月 19 日付で発信されました ([日本薬剤師研修センターホームページ参照](#))。認定申請を年度末にご予定の指導薬剤師の皆様におかれましては、令和 4 年 2 月 21 日から年度末までの申請が困難になってしまいます。協議会と致しましては、2 月 20 日までに申請可能な皆様には、お早めに手続きを済ませていただけますようご案内させていただきます。

なお、当協議会ではこのような状況に鑑み、認定申請者の皆様の便宜を考慮して、令和 4 年 4 月 (2022 年 4 月) に予定しております申請受付開始に先んじて令和 4 年 3 月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備いたしております (入金により、「審査中」と扱いといたします。当協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします)。この取り扱いは当協議会での申請受付が開始されるまでといたします。

支払い等に関する詳細につきましては、順次ご連絡を差し上げる予定としておりますが、予めご承知置きいただきますようお願い申し上げます。

何卒宜しく願います。

認定実務実習指導薬剤師 認定業務移管に関するよくある質問

最終更新日：2022年1月25日

問1	研修センターは2月20日までの受付の為、2月21日以降は協議会へ申請すれば良いのか。
回答1	協議会では、令和4年4月以降に認定申請受付を開始しますので、それ以前は、受付いたしかねますのでご了承ください。 しかし、令和4年4月（2022年4月）の申請受付開始に先んじて令和4年3月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備いたしております（入金により、「審査中」と扱いといたします。当協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします）。この取り扱いは当協議会での申請受付が開始されるまでといたします。支払い等に関する詳細につきましては、順次HP等でお知らせいたしますのでお待ちください。
問2	2月21日以降、協議会での認定申請受付が開始されるまでに、認定期限が切れてしまう場合は、どのようにすればよいか。
回答2	更新要件を満たし申請できる方は、なるべく2月20日までに日本薬剤師研修センターへの認定申請を済ませることを強くお勧めします。 なお、協議会では、令和4年4月（2022年4月）の申請受付開始に先んじて令和4年3月より認定申請審査料の入金の受付を開始するように準備いたしております（入金により、「審査中」と扱いといたします。当協議会で申請受付が開始された後に、正式な申請をお願いします）。この取り扱いは当協議会での申請受付が開始されるまでといたします。支払い等に関する詳細につきましては、順次HP等でお知らせいたしますのでお待ちください。
問3	第Ⅰ期から学生を受け入れるが、認定期限が3月31日であるため更新講習会を3月に受講を予定している。この場合、途中で認定期限が切れてしまうが、受け入れは継続して可能か。
回答3	協議会では前倒しで入金受付ができるように準備を進めています。 入金により、「審査中」との扱いとなり実習生受け入れに支障がないようにする予定です。